

様式第2（第4条関係）

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

令和4年6月15日

青森県知事  
三村 申吾 殿

青森県上北郡東北町字上笹橋17-2  
東北町商工会  
会長 中村 章二  
青森県上北郡東北町上北南四丁目32-484  
東北町  
町長 長久保 耕治

令和3年3月26日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項

経営発達支援事業の実施体制

（2）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

2 変更事項の内容

【変更前】 氏名：小泉 光春 連絡先：東北町商工会 電話 0175-63-2329

【変更後】 氏名：橋本 清晴 連絡先：東北町商工会 電話 0175-63-2329

【変更理由】 法定経営指導員である東北町商工会所属の小泉光春主任経営指導員が、他の商工会へ人事異動したため、後任の法定経営指導員である橋本清晴へ変更。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名： 橋本 清晴

<p><b>【連絡先】</b> 東北町商工会 担当：経営指導員 橋本 清晴 住所：〒039-2661 青森県上北郡東北町字上笹橋 17-2 電話：0175-63-2329 Mail：<a href="mailto:touhoku@aomorishokoren.or.jp">touhoku@aomorishokoren.or.jp</a></p> <p><b>【連絡先】</b> 東北町 商工観光課 住所：〒039-2492 青森県上北郡東北町上北南四丁目 32-484 電話：0176-56-4148 Mail：<a href="mailto:shoukan@town.tohoku.lg.jp">shoukan@town.tohoku.lg.jp</a></p>
---